
昭和四十一年大蔵省令第十九号

とん税の納付書の様式を定める省令

とん税法施行令第二条第二項の規定に基づき、とん税の納付書の様式を次のように定める。

とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第二条第二項に規定する納付書の様式は、国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第一号書式に準ずるものとする。

附 則

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。